

**認知症地域支援推進員の活動に係る評価基準の見直しについて**

**1 評価基準の見直しの理由**

- ・ 認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）の活動に係る評価基準のうち、評価項目「(3) 地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援」では、地域包括支援センター（以下「センター」という。）や居宅介護支援事業所等から受ける相談対応の多寡を評価対象としている。
- ・ 令和5年度の推進員の活動を評価する中で、これまでの活動の成果として、センター等の認知症ケアが総じて向上し、推進員への相談を必要としないケースが増えていることが明らかになった。
- ・ こうした状況を踏まえれば、推進員の活動を、相談対応の状況によって評価する段階から、センター等に対して行う主体的な取組により評価する段階に移行していると言えることから、現状に即した評価基準に見直すものである。

**2 改正案**

- ・ 相談対応を評価する指標の記載を削除し、センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を対象とした研修会等の開催及びその対象範囲により評価する基準に改める。

**区分(3) 地域包括支援センターや介護支援専門員等に対する認知症ケアに関する支援**

**【認知症ケアの向上に向けた取組】**

		現 行	改 正 案
指 標		地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの相談を受け、認知症ケアに関する助言を行うとともに、認知症疾患医療センターと連携して開催する事例検討会や研修会等を通じて、地域包括支援センターや居宅介護事業所のケアマネジャー等を含めた、医療・介護関係者の認知症ケアの向上を図る。	認知症に関する研修会等の開催及び認知症疾患医療センターと連携して開催する事例検討会や研修会等を通じて、地域包括支援センターや居宅介護事業所のケアマネジャー等の医療・介護関係者の認知症ケアの向上を図る。
	基 準	4 認知症疾患医療センターと連携して、年1回以上、事例検討会等を開催し、医療・介護関係者の認知症対応力の向上を図っている。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等から、多くの認知症ケアに関する相談を受け、対応している。	4 区内の全ての地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を対象とする研修会等を、年1回以上開催している。また、認知症疾患医療センターと連携して行う事例検討会等を、年1回以上開催している。
	3	認知症疾患医療センターと連携して、年1回以上、事例検討会等を開催し、医療・介護関係者の認知症対応力の向上を図っている。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの認知症ケアに関する相談を受け、対応している。	3 区内の一部の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を対象とする研修会等を、年1回以上開催している。また、認知症疾患医療センターと連携して行う事例検討会等を、年1回以上開催している。
	2	認知症疾患医療センターと連携して、年1回以上、事例検討会等を開催しているが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの認知症ケアに関する相談をほとんど受けていない。	2 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を対象とする研修会等は開催していないが、認知症疾患医療センターと連携して行う事例検討会等を、年1回以上開催している。
	1	事例検討会を開催しておらず、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等からの相談もほとんど受けていない。	1 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー等を対象とする研修会等及び認知症疾患医療センターと連携して行う事例検討会等のいずれも開催していない。